

廿日市市新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止を図るために必要な備品及び設備を設置する市内宿泊事業者に対して、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる条件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき旅館業、ホテル営業又は簡易宿所営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく店舗性風俗特殊営業の届出を必要とするものを除く。）の許可を受けた者のうち、市内に事業所を有する者
- (2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づき住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者のうち、市内に事業所を有する者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症による感染防止をはかるために必要な経費（令和2年4月1日以降に実施した事業に限る）であって、次に掲げるものとする。

- (1) 消耗品及び備品購入に要する経費
- (2) 設備設置（施設改修を含む）に要する経費

2 補助金対象経費には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次条に規定する補助金の補助対象経費の10分の10以内の額とする。

- 2 この要綱による補助金の交付は、同一補助対象者に対して1回限りとする。
- 3 補助金の額は、補助対象者1者につき、別表1に定める額を上限とする。
- 4 国、県等による同様の補助金等（以下「国等の補助金」という。）の交付

を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、補助対象経費から同等の補助金の額を除いた額とする。

(補助金の範囲)

第5条 第3条に規定する補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、廿日市市新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付申請書（別記様式第1号）を廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会（以下「実行委員会」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 実行委員会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定し、廿日市市新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付額の確定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求については、廿日市市新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付申請書をもって充てるものとし、実行委員会長は前条の規定により確定した金額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第9条 申請者は、宿泊の実績、経費の収支に関する帳簿その他関係書類（実行委員会長が別に指示する書類を含む。）を整備し、当該宿泊を実施した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(報告、検査)

第10条 実行委員会長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又は前条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 実行委員会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたと

きは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消して、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反する行為があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他実行委員長が不相当と認めるとき。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 2 6 日から施行することとし、令和 2 年 4 月 1 日から補助事業者が実施する補助事業に適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

1 施設当たりの補助金上限額

宿泊施設の定員	補助上限額
100 人未満	100,000 円
100 人以上 200 人未満	200,000 円
200 人以上	300,000 円